

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人昭和女子大学
法 人 代 表 者	理事長 坂東真理子
担 当 部 署	学園本部総務部
お 問 合 せ 先	Tel: 03-3411-5123 / Mail: soumu@swu.ac.jp

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

学園本部総務部【遵守状況の点検、報告書の作成】

↓附議（または報告）

常勤役員会（2023年2月9日）⇒理事会（2023年2月16日）

【報告書の原案了承（監事への意見聴取も兼ねる）】

↓

評議員会【意見聴取】（2023年3月17日）⇒理事会【報告内容確定】（2023年3月17日）

↓

ステークホルダーに向けて一般公開・私大連報告（2023年3月末日までに）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本法人は建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努めている。また、本法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的や課題を明確に示し、理解を得るために不断の努力を行っている。

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人の中長期計画「中期方針」は、若手職員によるワーキンググループが各部署から提起された課題や意見を集約、評議員会からも意見聴取のうえで作成することから、教育研究目的や課題が、本方針の策定段階から明確となり、教職員に広く共有されている。 また、本方針及びこれに沿って策定される毎年度事業計画に「年次計画策定時における留意数値項目」を掲載、各部署はこれをKPIとして業務を遂行、事業報告時に達成度を検証することとしている。この過程において、日々の実務においても全教職員に本方針に明記された教育研究目的や課題が共有される仕組みとなっておりとともに、ホームページに掲載し広くステークホルダーに対して、教育研究を明確にし、理解を得ている。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本法人は、わが国の将来を担う自立・自律した多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応えるため努力を行っている。また、本法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材の育成に努めている。

遵守原則 2－1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	建学の精神に則り大学全体の教育目標及び4ポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、キャリアデザインポリシー）を定め、更には大学全体のポリシーに基づいて各学科が4ポリシーを定めたうえで、不断の改善サイクルにより教育活動の向上を図っている。 また、社会連携・社会貢献として「産学官連携・プロジェクト」「女性活躍支援」「生涯学習・リカレント教育」「社会的支援」の4本柱を掲げて活動しており、リカレント教育の諸施策については、東京都保育士等キャリアアップ研修他、複数の取組を行っており、地域社会に対しても有益な人材の育成に取り組んでいる。

遵守原則 2－2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	「学園の『使命』MISSIONと『将来構想』VISION」において、社会的課題の解決、社会の改革のために女性の活躍が不可欠であるとして、他者と共同して課題を解決し、社会に貢献できる女性を育成することを謳っている。この方針に基づき、現代ビジネス研究所または各学科が主体となって企業・自治体等と連携してのプロジェクト型学修（PBL）を推進している。また、ダイバーシティ推進機構において企業と連携して、産業界における男女格差といった社会的課題の解決や女性のキャリア改革などに取り組んでいる。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努めている。また、本法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献している。

遵守原則３－１ 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	新任教職員に対しては、遵守事項をまとめたハンドブックを配布、法改正については関係部署に公文書として速やか周知するほか、FD、SDの研修会等の機会を通して啓蒙を行っている。 また、法人事務部門、大学・附属校といった教学部門の何れからも独立するかたちで理事長直下に配置された「監査室」が、監事や会計監査法人と連携しながら定期監査や臨時監査を行っており、チェック機能を果たしている。 万一違反が疑われた場合には、申立人が学内窓口及び学外の第三者窓口相談に相談できる内部通報制度の仕組みを整備済みである。

遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事が、評議員会、理事会だけでなく、常勤役員会に毎回出席しているほか、教授会などの教学系の各種会議にも陪席、その席で積極的に意見を述べている。また、常勤監事を登用しており、監査室（学内組織）、会計監査法人が頻回にコミュニケーションを語りながら行われている三様監査の結果については、定期的に理事長に報告されている。 一方、理事会の運営事務局である学園本部総務部においても監事や監査室等と連携を語りながら、理事会が適切に運営されているかを随時チェックしており、体制に改善すべき点が見られた場合は、理事会に課題提起を行うこととしている。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	ホームページの「情報の公開」ページにおいて、総長・学長室及び広報部が中心となり主要情報を一元管理し、各情報の主管部署に対して更新チェックを促すことで包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性を維持している。なお、情報公開の際には、平易な言葉を使用することを心がけ、一般化していない用語については説明を付記するなど、読み手（ステークホルダー）の理解が深まるように努めている。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本法人は、建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努めている。また、本法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努めている。

遵守原則４－１ 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	大学事務組織及び分掌規程において、学長を、全学の校務をつかさどり、教職員を統督する立場の長として定義したうえで、大学部門の各部署の職務や権限・責任の範囲を規定している。一方、法人組織については学園本部規程において、各部署の職務や権限・責任の範囲を規定することで、教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化している。

遵守原則４－２ 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	総長・学長室が中心となり、財務部ほか担当部署とともに現状分析を行いながら、補助金の増額または新規補助金獲得に向けて企画提案を行っている。またファンドレイジングについては、学園本部総務部が中心となり、卒業生や企業等学外のステークホルダーからの寄付受け入れについての企画提案を行っている。 資産運用にあたっては、資金運用細則に基づき、理事長を長とし、財務担当理事を構成員に加えた資金運用委員会において決定した方針のもと、適切に資産形成が行われている。また、その状況について、定期的に理事会への報告がなされている。

2. 追加事項

理事定数11人のうち、外部理事が5人おり、客観的視点による執行体制及び理事会運営が担保されている。また、監事2人のうち1人は常勤監事として学内の主要会議に参加するとともに、もう1人の監事に本学で勤務歴がない外部人材を登用し、こちらも客観的視点で理事会及び評議員会の運営を適切にチェックしている。